

入 札 公 告

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 に 付 し ま す 。

令 和 8 年 8 月 7 日

国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構

理 事 （ 水 産 大 学 校 代 表 ） 三 木 奈 都 子

◎ 調 達 機 関 番 号 807 ◎ 所 在 地 番 号 35

1 調 達 内 容

- (1) 品 目 分 類 番 号 71、27
- (2) 購 入 等 件 名 及 び 数 量 教 育 用 パ ソ コ ン シ ス
テ ム 賃 貸 借 業 務 一 式
- (3) 調 達 案 件 の 仕 様 等 仕 様 書 に よ る 。
- (4) 履 行 期 限 令 和 14 年 3 月 31 日
- (5) 履 行 場 所 仕 様 書 に よ る 。
- (6) 入 札 方 法 落 札 決 定 に 当 た っ て は 、 入 札 書
に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 10 パ ー セ ン
ト に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 （ 当 該 金 額 に
1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は そ の 端 数 を 切 り
捨 て る も の と す る 。 ） を も っ て 落 札 価 格 と す る
の で 、 入 札 者 は 、 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「賃貸借」で、「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている

期間中でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒759-6595 山口県下関市永田本町二丁目

7番1号 国立研究開発法人水産研究・教育

機構水産大学校校務部会計課用度係 小川

誠 電話 083-227-3825 F A X 083-

264-2080

- (2) 入札説明書の交付方法 競争参加希望者は、

以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

上記3(1)の交付場所にて交付する。

② メールによる交付

任意書式に「教育用パソコンシステム賃

貸借業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記 3(1)あて F A X 送信すること。

- (3) 応札仕様書等の提出期限及び場所 仕様書に示した機器を納入できることを証明する書類を令和 8 年 9 月 4 日までに、上記 3(1)あてへ提出すること。

- (4) 入札説明会の日時及び方法 仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 8 年 9 月 18 日までに上記 3(1)あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又は F A X にて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合にも随時受け付け、同様に対応する。

- (5) 入札、開札の日時及び場所 令和 8 年 9 月 30 日 11 時 00 分 山口県下関市永田本町二丁目 7 番 1 号 国立研究開発法人水産研究・教育

機 構 水 産 大 学 校 本 館 二 階 校 務 部 会 議 室（た だ
し、郵 便 に よ る 入 札 の 場 合 は、書 留 郵 便 に よ る
こ と と し、令 和 8 年 9 月 29 日 17 時 必 着 の こ
と。）

4 そ の 他

- (1) 契 約 手 続 き に お い て 使 用 す る 言 語 及 び 通 貨
日 本 語 及 び 日 本 国 通 貨。
- (2) 入 札 保 証 金 及 び 契 約 保 証 金 免 除
- (3) 入 札 の 無 効 本 公 告 に 示 し た 競 争 参 加 資 格
の な い 者 の 提 出 し た 入 札 書、競 争 参 加 資 格 確
認 書 類 に 虚 偽 の 記 載 を し た 者 の 提 出 し た 入 札
書、入 札 者 に 求 め ら れ る 義 務 を 履 行 し な か っ
た 者 の 提 出 し た 入 札 書 は 無 効 と す る。
- (4) 契 約 書 作 成 の 要 否 要
- (5) 落 札 者 の 決 定 方 法 本 公 告 に 示 し た 特 定 役
務 を 履 行 で き る と 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研
究 ・ 教 育 機 構 理 事（水 産 大 学 校 代 表）が 判 断
し た 入 札 者 で あ っ て、予 定 価 格 の 制 限 の 範 围
内 で 最 低 価 格 を も っ て 有 効 な 入 札 を 行 っ た 入
札 者 を 落 札 者 と す る。た だ し、落 札 者 と な る

べき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(8) 詳細は入札説明書による。

5 契約に係る情報の公表 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき実施する。詳細は入札説明書による。

6 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について 詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Natsuko Miki, Executive Director, Japan Fisheries Research and Education Agency
- (2) Classification of the services to be procured: Not applicable
- (3) Nature and quantity of the services to be required: Contract for Leasing Educational Computer Systems 1Set
- (4) Fulfillment period: 31 March 2032
- (5) Fulfillment place: According to the specifications
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
 - ① not come under Article 12—1 and 13 of the regulation concerning the contract for Japan Fisheries Research and Education

A g e n c y ,

② have Grade A or B or C or D “ Service provision and other contracts by industry lease” in terms of the qualification for participating in tenders by Japan Fisheries Research and Education Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.

(7) Time limit for tender: 11:00, 30 September 2026

(8) Contact point for the notice: Makoto Kogawa, Contract First Subsection, Contract Section, Purchasing Subsection, Accounting Section, Administration Office, National Fisheries University, National Research and Development Agency, 2—7—1, Nagata Honmachi, Shimonoseki city, Yamaguchi, 759—6595, Japan. TEL 083—227—3825

賃 貸 借 仕 様 書

1. 件 名 教育用パソコンシステム賃貸借業務
2. 規 格 別紙1のとおり
3. 数 量 別紙1のとおり
4. 納入場所 山口県下関市永田本町2-7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
マルチメディアネットワークセンター
5. 賃貸借期間 自) 令和9年4月1日
至) 令和14年3月31日
6. 特記事項
 - 1) 賃貸借物件については点検整備を行った後納入すること。
 - 2) 賃貸借物件の形状及び性能維持のため必要とされる点検整備及び修理は請負者の責において実施するものとする。
7. そ の 他
 - 1) 提出された提案書に疑義が生じた場合は、さらに詳細な資料の提出を求めることがある。
 - 2) 請負者は、別添「国立研究開発法人水産研究・教育機構における電子情報処理請負業務に係る特記仕様書」に定める事項に従って契約を履行すること。
 - 3) サプライチェーンリスクの懸念がないことが確認できること。
 - 4) 別紙2「利用者用端末インストールソフトウェア一覧」で示すソフトウェアがインストールされていること。
 - 5) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

別紙 1

規格

(構成内訳)

- | | |
|--|------|
| 1) 利用者用端末 | 91 台 |
| 2) サーバー基盤 (ADサーバー、ファイルサーバー、イメージ管理システム) | 1 台 |
| 3) 無停電電源装置 | 1 台 |
| 4) ネットワーク機器 | 一式 |
| ① サーバー室スイッチ | 1 台 |
| ② 教室内スイッチ | 3 台 |
| 5) 授業支援システム | 一式 |

教育用パソコンシステム一式については、以下の要件を満たすこと。

1. 利用者用端末 (91 台)

1-1. ハードウェア要件

- 1-1-1. CPU は Intel 社製インテル Core i5-14400 (20MB キャッシュ、10 コア、16 スレッド、最大 4.7GHz まで可能) プロセッサ相当以上の機能を有すること。
- 1-1-2. メモリ容量は 16GB 以上であること。
- 1-1-3. 内蔵ディスクは、容量 (物理容量合計) が 500GB 以上のソリッドステートドライブを有すること。
- 1-1-4. 23 インチワイド以上の液晶ディスプレイを出力装置として有すること。
スピーカー機能を有していること。
- 1-1-5. 1 Gbps 以上の RJ45 型 Ethernet ポートを 1 つ以上有すること。
- 1-1-6. USB3.0 対応コネクタを前面に 2 つ (Type-A・Type-C)、背面に 2 つ (Type-A) 以上有すること。
- 1-1-7. USB2.0 対応コネクタを前面・背面合わせて 4 つ以上有すること。
- 1-1-8. サウンド機能として、マイク入力端子とヘッドフォン出力端子を有していること。
- 1-1-9. 出力ポートは DisplayPort 1.4 ポートと、HDMI 2.1 ポートをそれぞれ 1 つ以上有すること。
- 1-1-10. 有線接続かつ USB で接続可能な日本語配列のキーボードを有すること。
- 1-1-11. 有線接続かつ USB で接続可能な光学式マウスを有すること。
- 1-1-12. 本体外形寸法が 95 (W) × 337 (D) × 329 (H) mm 以内であること。
- 1-1-13. 利用者用端末に関しては 3 年間のセンドバック保守を提供すること。
- 1-1-14. 91 台のうち 2 台は教師用端末としデュアルモニタ用のディスプレイとしてそれぞれに 23 インチワイド液晶ディスプレイを用意して接続すること。

2. サーバー基盤（システムの中核となるサーバーとして、高性能なラックマウント型ストレージサーバーを1台）

2-1 ハードウェア要件

- 2-1-1. 1U ラックマウント型であること。
- 2-1-2. 19 インチラックへの搭載を可能とするスライド式レールキットが付属すること。
- 2-1-3. CPU は Intel 社製 Xeon D-1726 相当以上の機能を有する (6C12T、ベースクロック 2.9GHz 以上、ターボブースト時 3.5GHz 以上) の CPU を 1 個以上搭載すること。
- 2-1-4. メモリは DDR4 ECC RDIMM 64GB (16GB モジュール×4) 以上搭載すること。
- 2-1-5. 内蔵ストレージは SATA 6Gb/s 対応の 1.92TB 2.5 インチ SSD を 4 基搭載し、RAID 5 構成すること。
- 2-1-6. システム領域を除き、約 5.2TB の実効容量を確保できること。
- 2-1-7. ディスクアレイのレイテンシ低減と IOPS 向上に利用可能な M.2 NVMe SSD キャッシュ機能に対応できる。
- 2-1-8. RAID の方式として、F1, Basic, JBOD, 0, 1, 5, 6, 10 をサポートすること。
- 2-1-9. ネットワークインターフェースとして 10GbE RJ-45 LAN ポートを 2 つ以上有すること。
- 2-1-10. 帯域外管理 LAN ポートを 1 つ以上有すること。
- 2-1-11. ストレージ専用 OS を搭載していること。
- 2-1-12. 内部ファイルシステムとして Btrfs に対応すること。
- 2-1-13. プロトコルとして SMB (SMB1, SMB2, SMB3), AFP, NFS (NFSv3, NFSv4, NFSv4.1, NFS Kerberized sessions), FTP, WebDAV, Rsync, iSCSI, Fibre Channel, HTTP, HTTPS, SNMP, LDAP, CalDAV のプロトコルに対応すること。
- 2-1-14. ブラウザ経由でディスクの管理やシステムを管理できる Web 管理コンソールを搭載していること。
- 2-1-15. AC 100V~240V (50/60Hz) の入力電源電圧に対応すること。
- 2-1-16. 電源ユニットは冗長化されていること。
- 2-1-17. 本体重量が 10kg 以下であること。
- 2-1-18. 下記 2.2 ~ 2.4 のサーバーについて、仮想化機能を用いて、複数の仮想サーバーを同一筐体上で稼働させること。

2-2. ADサーバー

- 2-2-1. 基本ソフトウェア (OS) は Microsoft 社製 Windows Server 2025 Standard Edition 日本語版相当以上の機能を有すると判断されるソフトウェアおよびソフトウェアライセンスを提供すること。
- 2-2-2. Active Directory 環境を構築し、グループポリシーによるセキュリティポリシーの向上がはかれること。
- 2-2-3. ユーザーと利用者用端末の一元管理できること。

2-3. ファイルサーバー

- 2-3-1. 基本ソフトウェア (OS) は Microsoft 社製 Windows Server 2025 Standard

Edition 日本語版相当以上の機能を有すると判断されるソフトウェアおよびソフトウェアライセンスを提供すること。

2-3-2. ファイル共有領域として 3TB 以上設定すること。

2-3-3. 各利用者のディスク容量制限（クォータ制限）として、学生 500MB、教職員 1GB に設定すること。

2-3-4. ファイルサーバーへのアクセス時の認証は Active Directory サーバーとの連携によるユーザー認証を行うこと。

2-4. イメージ管理システム

2-4-1. Almalinux 10 または Ubuntu 26.04 LTS 相当以上の機能を有すると判断されるオペレーティングシステムであること。

2-4-2. イメージ管理用ストレージとして十分な容量を構成すること。

2-4-3. クライアント端末のディスクイメージをキャプチャして一斉にデプロイできること。

2-4-4. GUI ベースの管理画面を有し、Web ブラウザからイメージ管理および端末管理が可能であること。

2-4-5. 複数のディスクイメージを一元管理でき、用途別にイメージの分類・管理が行えること。

2-4-6. ネットワークブート（PXE ブート）によるクライアント端末の起動およびイメージ配信が可能であること。

2-4-7. マルチキャスト配信機能を有し、複数端末へ同時に効率的なイメージ展開ができること。

2-4-8. 個別端末およびグループ単位でのイメージ配信・タスク実行が可能であること。

2-4-9. クライアント端末のハードウェア情報（CPU、メモリ、ディスク構成等）を収集・管理できること。

2-4-10. スケジュール機能を有し、指定日時に自動でイメージ配信を実行できること。

2-4-11. クライアントエージェント機能により、OS 起動後の端末に対してホスト名変更、ドメイン参加等の自動設定が可能であること。

2-4-12. Sysprep 済みイメージの展開に対応し、Windows クライアントの初期設定を自動化できること。

2-4-13. イメージキャプチャ時に不要領域を除外するなど、効率的なイメージ作成が可能であること。

2-4-14. 端末への配信時に配信先のストレージサイズに合わせてパーティションサイズを調整して配信できること。

2-4-15. 管理対象端末を MAC アドレスまたは資産情報に基づいて識別できること。

2-4-16. WebAPI または CLI 等により、管理作業の自動化・外部システム連携が可能であること。

2-4-17. クライアント端末において、再起動時に初期状態へ復元する運用が可能であること。

3. 無停電電源装置（サーバー基盤の安定稼働のため1台）

3-1. ハードウェア要件

- 3-1-1. 筐体は、タワー型または1Uラックマウント型であること。
- 3-1-2. 5年間バッテリー保証モデルであること。
- 3-1-3. NEMA 5-15Rに対応した出力コンセントを8個以上備えること。
- 3-1-4. NEMA 5-15Pに対応した入力プラグ形状を有すること。
- 3-1-5. 500W以上の出力容量を有すること。
- 3-1-6. 接続されたサーバー（最大250W想定）に対し、4分間以上の電力供給を継続できること。
- 3-1-7. 25℃環境下で5年間の期待寿命を有するバッテリーを搭載していること。
- 3-1-8. 商用時、バックアップ時ともに正弦波出力であること。
- 3-1-9. システムを停止することなくバッテリー交換が可能なホットスワップ対応であること。

3-2. ソフトウェア要件

- 3-2-1. 停電が継続する場合には、接続機器を自動的にシャットダウンする機能を有すること。

4. ネットワーク機器（サーバー室用1台、教室用3台）

4-1. ハードウェア要件

- 4-1-1. 10/100/1000BASE-Tポートを48ポート以上、および1/10GbE SFP+ポートを4ポート以上装備していること。
- 4-1-2. 170Gbps以上のスイッチング容量を有すること。
- 4-1-3. 120Mpps以上のパケット処理能力を有すること。
- 4-1-4. IEEE 802.1Qに対応したタグVLANおよびポートベースVLAN機能を有し、256個以上のVLANをサポートしていること。
- 4-1-5. Link Aggregation (IEEE 802.3ad)機能を有すること。
- 4-1-6. スパニングツリープロトコル (RSTP等)に対応し、ループ防止が可能であること。
- 4-1-7. QoS機能により、トラフィックの優先制御が可能であること。
- 4-1-8. 19インチラックにラックマウント可能で、1Uサイズであること。
- 4-1-9. Webブラウザまたはモバイルアプリから設定、監視、管理する機能を有すること。

5. 授業支援システム（一式）

5-1. ソフトウェア要件

- 5-1-1. 講師用端末から学生用端末を制御できる機能を有すること。
- 5-1-2. 学生用端末の画面ロックが行えること。
- 5-1-3. 講師用端末から学生用端末間へファイルの配布が行えること。
- 5-1-4. 講師用端末の画面を学生用端末に表示可能であること。

- 5-1-5. 任意の学生用端末の画面を他の学生用端末に表示可能であること。
- 5-1-6. 講師用端末から学生用端末の画面一覧を確認できること。このとき、端末利用者の氏名を確認できること。
- 5-1-7. 講師用端末に装備されるディスプレイ 2 台のうち 1 台に授業支援システムの画面を常に表示させること。

6. 設置条件等

- 6-1-1. 調達システムの設置場所については、下記に示す箇所に設置（配置）すること。

サーバー室・・・・・・・・・・ストレージサーバー× 1 台

ネットワーク接続ストレージ装置× 1 台

無停電電源装置× 1 台

ディスクイメージ作成・転送用端末× 1 台

サーバー室スイッチ× 1 台

情報処理教室・・・・・・・・・・利用者用端末× 2 3 台

（内訳；教師用端末× 1 台・学生用端末× 2 2 台）

教師用デュアルモニタ用ディスプレイ× 1 台

教室内スイッチ× 1 台

LL&CAI 教室・・・・・・・・・・利用者用端末× 6 7 台

（内訳；教師用端末× 1 台・学生用端末× 6 6 台）

教師用デュアルモニタ用ディスプレイ× 1 台

教室内スイッチ× 2 台

- 6-1-2. 本調達の範囲は、各仕様に該当する機器本体、それらの機器を接続するためのケーブル類、ハードウェア、ソフトウェアインストール後のシステム設定、調整、各種接続及び動作確認である。運送や梱包解体、また空箱の引き上げも本調達に含むこと。
- 6-1-3. ネットワークケーブルについては既設のものを流用しても構わない。
- 6-1-4. ファイルサーバーに対して、利用者分のディスク領域を確保し、利用者用端末にリダイレクトして利用できる環境を設定すること。
また、OS ログオンに際して、移動プロファイルを利用し、利用者のデスクトップ環境をリダイレクトするよう設定すること。
これら設定作業については、本校担当者と事前協議のうえ指示に従い行うこと。
- 6-1-5. 全てのハードウェア、ソフトウェアは据付調整を行い、必要な設定を終了し、全体が動作することを確認してから引き渡すこと。
- 6-1-6. 調達システムの具体的な設置箇所、配置、設定内容等については、本校担当職員と事前協議を行い、その指示に従うこと。
- 6-1-7. 調達システム導入の作業日程と体制を本校担当職員と協議のうえで作成し提示すること。その際には受注者と本校側の作業を明確に示すこと。
- 6-1-8. 本調達に含まれるソフトウェアについては、導入時までには明らかになっている全てのサービスパック及びセキュリティパッチを適用すること。
- 6-1-9. 納入期限までに本システムの接続・調整、提供ソフトウェアのインストール、シス

テム性能を最大限引出して動作するように最適化及び設定を行い、各機器の動作確認、ネットワーク全体の動作確認、提供ソフトウェアの動作確認を終了すること。

7. 運用保守支援体制等

- 7-1-1. 専任のオペレータを必要としないこと。
- 7-1-2. システムの運用については、サポート窓口を設け、トラブル対応及び本校の質問に応じて必要な技術情報を提供すること。
- 7-1-3. 運用・保守に関する技術的質問に対しては電子メールによる対応が可能な体制を有すること。一次回答については発注者からの問い合わせを受信して1営業日以内に行うこと。一次回答が遅延する場合には、その旨を発注者に説明の上、了承を得ること。
- 7-1-4. メールでのトラブル対応が技術的に困難な場合、リモート接続または現地にて対応を行う。対応時間や方法については内容に応じて都度発注者と協議を行う。
- 7-1-5. 各サーバーのデータをスケジュールによって自動的にバックアップをすること。バックアップのスケジュールや頻度については受注者が発注者にヒアリングを行い、最適なスケジュール、頻度を提案すること。
- 7-1-6. システムの稼働開始までに、構成機器に係る操作方法の説明会を1回以上本校にて実施し、ディスクイメージ更新方法等を記載したシステム管理者用の手順書、設計書、設定調書を編集可能なデータ形式、および紙媒体で各3部提出すること。
- 7-1-7. システム稼働開始前に利用者（教員向け）に端末の操作方法について説明会を1回以上本校にて実施すること。説明会は録画を行い、録画データを納品すること。その他、操作手順書を編集可能なデータ形式にて納品すること。
- 7-1-8. 本仕様で導入した製品の全てについて、受注者が責任をもって保守が可能な体制を有すること。
- 7-1-9. ハードウェア保守は以下のとおり、または同等以上の対応とすること。
 - (ア) サーバーに関するハードウェア保証サービスを5年間提供すること。
 - (イ) 利用者端末に関するハードウェア保証サービスを3年間提供すること。
 - (ウ) 故障発生時には現地にて修復する体制を有すること。
 - (エ) 故障受付及び故障対応時間は、平日月曜日～金曜日 9:00～19:00（土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始12月29日～1月3日を除く）とすること。
 - (オ) 上記の時間帯に連絡後、翌営業日には切り分け作業が可能であること。

別紙 2

利用者用端末インストールソフトウェア一覧

No.	ソフトウェア名	区 分
1	Microsoft Office365	学生用ライセンス
2	Geogebra	フリーウェア
3	Microsoft Visual Studio	フリーウェア
4	Adobe Reader	フリーウェア
5	Anaconda	フリーウェア
6	Firefox	フリーウェア
7	Google Chrome	フリーウェア
8	Graph R	フリーウェア
9	Java	フリーウェア
10	Maxima	フリーウェア
11	R	フリーウェア
12	Scilab	フリーウェア
13	odv	フリーウェア
14	FishStat	フリーウェア

国立研究開発法人水産研究・教育機構における 情報処理業務の委任等に係る特記仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）から情報処理業務の委任等を受けた請負者（以下「請負者」という。）は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委託等に係る特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

第1 情報セキュリティポリシーを踏まえた情報処理業務の履行

請負者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一基準」という。）の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

第2 定義

この特記仕様書において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、統一基準による。

- (1) 個人情報 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に規定する個人番号をいう。
- (2) 要機密情報 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報をいう。
- (3) 業務 機構の保有する個人情報及び要機密情報をコンピュータ等により処理する情報処理業務であって、業務の一部又は全部について、契約をもって機構外の者に実施させることをいう。委任、準委任、請負等の契約形態を問わないものとする。
- (4) 契約目的物 仕様書等で機構が指定する物件をいう。
- (5) 成果物 契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した出力帳票及び電磁的記録物等をいう。
- (6) 機構からの貸与品等 この契約に基づく業務を処理するため、機構が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる個人情報等並びに要機密情報をいう。承諾を得て複写あるいは複製したものを含むものとする。

第3 業務の実施体制

- (1) 請負者は、契約締結後直ちに業務を履行できる体制を整えとともに、当該業務

に関する責任者、作業者、作業体制、連絡体制、作業場所及び実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を請け負う旨の誓約を書面にし、機構に提出すること。

- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、請負者は速やかに変更内容を機構に提出すること。
- (3) 請負者（従業員を含む）、再委託先又はその他の者によって、情報システムに機関等の意図せざる変更が加えられないための管理体制を整えること。
- (4) 当機構の求めに応じて、請負先の資本関係・役員等の情報、実施場所、従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。

第4 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 請負者は、この契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員に周知徹底し、遵守させること。
- (2) 請負者は、(1)の実施状況を書面にし、機構に提出すること。

第5 情報の保持と目的外使用の禁止

請負者は、この契約の履行により知り得た個人情報、要機密情報、契約目的物及び成果物を第三者に提供してはならない。また、他の用途に使用してはならない。

第6 複写及び複製の禁止

請負者は、機構からの貸与品等を機構の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。なお、承諾を得て複写あるいは複製したものについても、第5の規定を遵守すること。

第7 作業場所以外への持出禁止

請負者は、機構が指示又は承認する場合を除き、機構からの貸与品等について、第3(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

第8 情報の保管及び管理

請負者は、業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。
 - a 業務を実施する施設等の入退室管理
 - b 機構からの貸与品等の使用及び保管管理

- c 契約目的物、成果物の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの
- (イ) 機構から(ア)の内容を確認するため、業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。
- (ウ) 情報セキュリティ対策について、上記第 3 業務の実施体制(1)に記載する「実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容」として、以下の内容を全て含む書面を予め提出するとともに、契約期間を通じて、情報の格付け等に応じた実施をすること。
 - a 情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持
 - b 情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御
 - c ログの取得・監視(別途指示された場合に限る)
 - d 情報を取り扱う機器等の物理的保護
 - e 情報を取り扱う要員への周知と統制
 - f セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価
 - g 請負先が取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護
 - h セキュリティ対策の検証・評価・見直し
 - i 管理者権限等の特権ユーザを登録、変更及び削除の記録と報告
- イ 契約履行完了時
 - (ア) 機構からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに機構に返還すること。
 - (イ) 契約目的物の作成のために、業務に係る情報を記録した一切の媒体(紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物)(以下「記録媒体」という。)については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報を全て消去すること。
 - (ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日を明示した書面で機構に報告すること。
 - (エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、あらかじめ機構の承諾を得て、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。
- ウ 契約解除時
 - イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。
- エ 事故発生時
 - (ア) 請負者は、情報セキュリティインシデント又はその兆候が見られた場合、速やかに当機構へ報告するとともに、書面により報告すること。ただし、書面の報告については速報から最終報告まで、当機構の指示により複数回に分けて報告を求める場合がある。
 - (イ) 契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び機構からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事

故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく機構に報告し、機構の指示に従うこと。

(2) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法

請負者は、情報セキュリティ対策が適正に履行されていることを確認するための方法を策定するものとし、依頼内容及び実施結果等の作業の記録を記した報告書を用いて、その履行状況を定期的に報告すること。

(3) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

請負者は、情報セキュリティに関する管理体制及び状況に重大な問題がある場合、速やかに機構へ報告するとともに、機構の指示に従い、必要な措置を講ずること。

(4) 個人情報及び要機密情報の取扱いに係る事項

機構からの貸与品等、契約目的物及び成果物に含まれる情報で既に公知の情報、機構から請負者に提示した後に請負者の責めによらないで公知となった情報、及び機構と請負者による事前の合意がある情報は、要機密情報に含まれないものとする。個人情報及び要機密情報の取扱いについて、請負者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び要機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び要機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び要機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 機構から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を機構に提出し報告すること。

エ 個人情報及び要機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び要機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により機構に申し出て、機構の承諾を得たうえで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び要機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び要機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく機構に報告し、機構の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、請負者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、機構に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、機構は必要に応じて請負者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 業務の従事者に対し、個人情報及び要機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて機構に提出

すること。

- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号）に従って、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

第 9 機構の施設内での作業

- (1) 請負者は、業務の実施に当たり、機構の施設内で作業を行う必要がある場合には、機構に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 機構は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 請負者は、機構の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、請負者の定めるものを適用すること。
 - イ 請負者の発行する身分証明書を携帯し、機構の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 請負者の名称入りネームプレートを常に着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し機構が指示すること。

第 10 再委託の取扱い

- (1) 請負者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により機構に申し出て、機構の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び要機密情報について明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、要機密情報、記録媒体の保管及び管理体制について明記すること。）
 - ク 再委託先が第 1 及び第 3 から第 9 までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、機構が指定する事項
- (3) 第 1 及び第 3 から第 9 までに定める事項については、請負者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、請負者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第 11 実地調査及び監査等

- (1) 機構は、必要があると認める場合には、請負者の作業場所の实地調査を含む請負者の作業状況の調査及び請負者に対する業務の実施に係る監査並びに指示を行うことができる。
- (2) 請負者は、(1)の規定に基づき、機構から作業状況の調査の実施要求又は業務の実施に係る監査並びに指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 機構は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとし、請負者は、再委託先にその承諾を得ておかななければならない。

第 12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 請負者又は再委託先において、第 3 から第 9 までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、機構は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する請負者又は再委託先の義務違反又は義務を怠った場合には、機構は、これらの行為を差し止めることができる。
- (3) (1)に規定する請負者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって機構が損害を被った場合には、機構は請負者に損害賠償を請求することができる。機構が請求する損害賠償額は、機構が実際に被った全ての損害額とする。

第 13 存続

第 5、第 6 及び第 12 の規定は、本契約の解除または期間満了による終了後も存続するものとする。